

妊婦のための支援給付金のご案内



小谷村では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠
期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなげる「妊婦等
包括相談支援」と、出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するための「妊婦のた
めの支援給付金(現金給付-口座振込)」を併せて行います。



～ 給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です ～

	1 回目の給付金	2 回目の給付金
対象者	小谷村に住民票のある 妊婦	小谷村に住民票がある 妊婦
支給額	5万円 (妊婦 1 人あたり)	5万円 (胎児 1 人あたり)
支給までの流れ	妊娠届時にアンケート回答・面談 ⇒ 妊婦給付認定申請書(様式 1)を提出 ⇒審査後、認定および 1 回目の支給 ※妊娠届時に妊婦以外の方が窓口にお越しの場合は、 後日、妊婦と面談を設けさせていただきます。	出産後に、アンケート回答・面談 ⇒胎児の数の届出書(様式 4)を提出 ⇒審査後、2 回目の支給 ※妊娠が継続せず出産に至らなかった場合、母子健 康手帳や医師の診断書等により、胎児の数が確認 できる場合は支給の対象になります。
	※面談は、父親になる方や他のご家族の方も同席可能です。	
必要書類	○各申請書 ※妊娠届出の際に「妊婦給付認定申請書」および「胎児の数の届出書」をお渡しします。 ※振込口座は、原則申請者(面談を受けた妊婦や母親)名義の口座となります。 ○本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)	
申請期限	医療機関で胎児の心拍が確認された日から 2 年	出産予定日の 8 週間前から 2 年 ※妊娠が継続しなかった場合は、そのことが医療機関等 において確認された日から 2 年
支給時期	申請書に不備がなければ、目安として 1～2 か月後に指定の口座にお振込みいたします。	
注意事項	○この給付金制度は、国が創設した「妊婦のための支援給付交付金」に基づくものであり、 全国的に実施されているものです。 ○他の自治体で 1 回目および 2 回目の支給を受けた方は、対象外となりますのでご了承ください。	



【妊娠・出産・子育て・給付金に関する相談先】
小谷村 子育て家庭センター 電話 0261-82-2400
携帯 080-1262-3672 / 助産師携帯 070-4373-0014

妊娠期から出産・子育てまで一緒に寄り添い、応援します

妊婦等包括相談支援とは

小谷村では、保健師や助産師等が①妊娠届出時、②妊娠5か月前後、③妊娠8か月前後、④出産後（新生児方訪問等）に面談やアンケートを行い、**出産・育児等の見通しや過ごし方等を一緒に確認します**。また、不安やお困りごとに合わせて必要な情報提供をし、適切なサービスにおつなぎします。いつでもお気軽にご相談ください。

＊面談の対象者は、妊婦・産婦・夫（パートナー）等です。

経済的支援とは

出産育児用品の購入や子育て支援サービスの利用の負担軽減のために、以下の面談後にそれぞれ支給します。

○妊娠届面談を受けた妊婦の方に

「1回目の給付金(5万円)」

○出生后面談(新生児訪問等)を受けた産婦の方に

「2回目の給付金(胎児の数×5万円)」

＊1回目の給付金は、産科医療機関による妊娠の診断が支給条件となります。

＊2回目の給付金は、胎児の数×5万円を支給しますので、双子の場合の支給額は10万円になります。

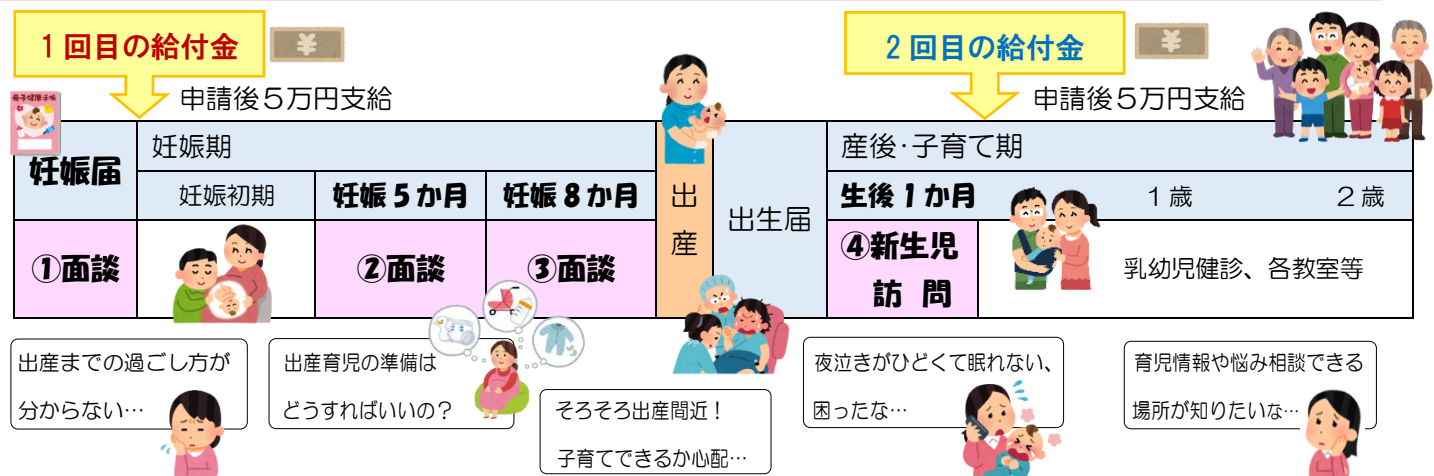
＊他市町村で妊婦のための支援給付金の支給を受けた方は、対象外となります。

〈小谷村妊婦等包括相談支援と経済的支援事業のイメージ〉

産前・産後サポート事業をご活用ください！



妊婦等包括相談支援(子育て家庭に寄り添い、様々な支援につなぎます)



妊娠中の不安や困りごとに合わせて支援

出産・産後の不安や困り
ごとに合わせて支援

産後の体調や子どもの発育発達
の確認、育児不安等の支援

子どもの発育発達の確認、
困りごとに合わせて支援

お困り事に応じて、電話・訪問・面談をし、利用できるサービスや制度・窓口相談をご案内

